

平成27年第4回泉南市議会定例会議案書

議案一覧表

(平成27年12月3日提出)

議案			ページ
種類	番号		
議案	1	泉南市教育委員会委員の任命について	1
議案	2	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	5
議案	3	阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に係る協議について	9
議案	4	阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に係る協議について	13
議案	5	泉南市個人番号の利用に関する条例の制定について	17
議案	6	泉南市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について	25
議案	7	泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	29
議案	8	泉南市ふるさと創生事業推進基金条例の一部を改正する条例の制定について	41
議案	9	泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	45
議案	10	泉南市地域支え合い活動推進条例の制定について	49
議案	11	泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	59

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	12	平成27年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第4号）	63

議案第1号

泉南市教育委員会委員の任命について

次の者を泉南市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成27年12月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市中小路二丁目575番地
氏 名 藪内 進（やぶうち すすむ）
生年月日 昭和32年8月25日
職 業 自営業

提案理由

藪内進氏は、平成27年12月24日をもって任期満了となるが、教育委員会委員として最適任者と認め再任したいので、提案するものである。

議案第1号参考

藪内進氏経歴

昭和56年	3月	京都産業大学法学部法律学科卒業	
同	56年	3月	株式会社太陽入社
平成	4年	6月	株式会社渡守建設入社
同	14年	9月	保護司（現在に至る。）
同	14年	11月	三井住友海上火災保険株式会社代理店開業（現在に至る。）
同	15年	4月	泉南市交通対策指導員（現在に至る。）
同	22年	9月	泉南市教育委員会委員（現在に至る。）

議案第2号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に四條畷市、太子町、千早赤坂村に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、関係市町村と協議する。

平成27年12月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第3条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 別表第2に掲げる地方公共団体に係る水道事業の経営に関する事務

第5条第1項中「30人」を「33人」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

四條畷市、太子町、千早赤阪村

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 3 号

阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に係る協議について

阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約（平成 18 年泉南市告示第 48 号）を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定により阪南市及び岬町と協議するにつき、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会の庶務を平成 28 年度から泉南市が行うこととするため、阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約中の関係規定を変更する必要から、関係市町と協議するに当たり議会の議決を求めるものである。

阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約

阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約（平成18年泉南市告示第48号）の一部を次のように改正する。

第5条中「阪南市長」を「泉南市長」に、「泉南市長」を「阪南市長」に改める。

第6条第2項中「泉南市」を「阪南市」に、「阪南市」を「泉南市」に改める。

第7条中「阪南市」を「泉南市」に改める。

第8条中「阪南市長」を「泉南市長」に、「阪南市議会」を「泉南市議会」に、「泉南市長」を「阪南市長」に改める。

第9条中「阪南市」を「泉南市」に改める。

第10条中「阪南市」を「泉南市」に、「泉南市」を「阪南市」に、「泉南市長」を「阪南市長」に改める。

第11条及び第12条中「阪南市」を「泉南市」に改める。

附則第3項中「阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約（平成19年泉南市告示第32号）」を「阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約（平成28年泉南市告示第号）」に改める。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

議案第4号

阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に係る協議について

阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約（平成11年泉南市告示第72号）を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により阪南市及び岬町と協議するにつき、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を求める。

平成27年12月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

阪南市泉南市岬町介護認定審査会の庶務を平成28年度から泉南市が行うこととするため、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約中の関係規定を変更する必要から、関係市町と協議するに当たり議会の議決を求めるものである。

阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約

阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約（平成11年泉南市告示第72号）の一部を次のように改正する。

第5条中「阪南市長」を「泉南市長」に、「泉南市長」を「阪南市長」に改める。

第6条第2項中「泉南市」を「阪南市」に、「阪南市」を「泉南市」に改める。

第7条中「阪南市」を「泉南市」に改める。

第8条中「阪南市長」を「泉南市長」に、「阪南市議会」を「泉南市議会」に、「泉南市長」を「阪南市長」に改める。

第9条中「阪南市」を「泉南市」に改める。

第10条中「阪南市」を「泉南市」に、「泉南市」を「阪南市」に、「泉南市長」を「阪南市長」に改める。

第11条及び第12条中「阪南市」を「泉南市」に改める。

附則第4項中「阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約（平成19年泉南市告示第31号）」を「阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約（平成28年泉南市告示第 号）」に改める。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 5 号

泉南市個人番号の利用に関する条例の制定について

泉南市個人番号の利用に関する条例を別紙のように定める。

平成 2 7 年 1 2 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の施行に伴い、個人番号の利用について必要な事項を定める必要から、本条例を提案するものである。

泉南市個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、番号法及び泉南市個人情報保護条例（平成19年泉南市条例第3号）において使用する用語の例による。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる実施機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる実施機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1 市長	老人医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	ひとり親家庭の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

5	市長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6	市長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7	市長	特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8	市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
9	市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの
10	市長	災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿作成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報	
1	市長	老人医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、障害者関係情報、住民票関係情報
2	市長	身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、障害者関係情報、住民票関係情報

3	市長	ひとり親家庭の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、障害者関係情報、住民票関係情報
4	市長	子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、障害者関係情報、住民票関係情報
5	市長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報
6	市長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、児童手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、障害者関係情報、住民票関係情報
7	市長	特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、障害者関係情報、住民票関係情報
8	市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、介護保険給付等関係情報、医療保険給付関係情報、住民票関係情報

9 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者関係情報、医療保険給付関係情報、住民票関係情報
10 市長	災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿作成に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報、障害者関係情報、住民票関係情報

議案第 6 号

泉南市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

泉南市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

不当景品及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）により消費者安全法の一部が改正されたことを受け、地方公共団体が設置する消費生活センターの組織及び運営等について条例で規定する必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定により、消費生活に関する情報の提供と消費者の利益の擁護を図るために設置する泉南市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の組織及び運営並びに取り扱う情報の安全管理について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 泉南市消費生活センター
- (2) 位置 泉南市樽井一丁目1番1号

(公示)

第3条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を公示しなければならない。この場合において、当該事項を変更したときも同様とする。

- (1) 消費生活センターの名称及び位置
- (2) 法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間

(消費生活センターの事務)

第4条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に規定する事務（以下「消費生活センター事務」という。）を行う。

(消費生活センターの職員等)

第5条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センター事務を行うために必要な職員（以下「職員」という。）を置く。

2 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。以下同じ。）を消費者相談員として置く。

（消費者相談員の人材及び処遇の確保）

第6条 前条第2項に規定する場合において、消費生活センターは、消費者相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費者相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

（職員に対する研修）

第7条 消費生活センターは、消費生活センター事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

（取得した情報の安全管理）

第8条 消費生活センターは、消費生活センター事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 7 号

泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 7 年 1 2 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 6 3 号）による非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 3 1 年政令第 3 3 5 号）の一部改正に伴い、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

泉南市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年泉南市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

<p>1 傷病補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。）</p>	<p>0.73</p>
<p>2 傷病補償年金 （第18条の2に</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.82（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償</p>

規定する公務上の災害に係るものに限る。)		年金にあつては、0.81)
3 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
4 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.81)
5 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第28条第1項の規定によ	0.80

	る遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。)	
6 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87

附則第5条第2項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等	0.86
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この表において「旧農林共済法」という。))による障害共済年金(以下この表	0.88

	及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	
2 傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等	0.91 (第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90)
	2 障害基礎年金 (当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91)
3 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等	0.83
	2 障害基礎年金 (当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
4 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等	0.89 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.88)
	2 障害基礎年金 (当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.91)

5 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 遺族厚生年金等	0.84
	2 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金(以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。)が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	0.88
6 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 遺族厚生年金等	0.89
	2 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	0.92

附則第5条第3項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の二が支給される」を「法律による年金たる給付の数が2である」に、「、当該年金たる給付」を「、当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金 (第18条の2に	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表に	0.75
----------------------	---	------

規定する公務上の災害に係るものを除く。)	において「旧船員保険法による障害年金」という。)	
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	0.75
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。)	0.89
2 傷病補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.92）
3 障害補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを	1 旧船員保険法による障害年金	0.74
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	3 旧国民年金法による障害年金	0.89

除く。)		
4 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.92)
5 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年	0.90

	金	
6 遺族補償年金 (第18条の2に 規定する公務上の 災害に係るものに 限る。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.93

附則第5条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

附則第5条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表

の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の泉南市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）附則第5条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 改正前の泉南市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）附則第5条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる損害補償及び休業補償は、新条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。

議案第 8 号

泉南市ふるさと創生事業推進基金条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市ふるさと創生事業推進基金条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

泉南市まち・ひと・しごと創生総合戦略事業の推進に当たり、泉南市ふるさと創生事業推進基金の一部を活用する必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市ふるさと創生事業推進基金条例の一部を改正する条例

泉南市ふるさと創生事業推進基金条例（平成3年泉南市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (4) 前各号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく泉南市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 号

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 85 号）の公布等に伴い、泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成 27 年泉南市条例第 29 号）の改正規定について所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成27年泉南市条例第29号）の一部を次のように改正する。

泉南市市税賦課徴収条例第2条第3号及び第4号の改正規定を削り、同条例第26条第9項の改正規定中「法人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）」を加え、同条例第52条の2第1項第1号の改正規定中「又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）」を加え、同条例第81条第2項第2号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号及び」を、「又は法人番号」の次に「（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第119条の3第2項第1号の改正規定中「又は法人番号」の次に「同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加える。

附則第1条第2号中「第2条第3号及び第4号、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号

泉南市地域支え合い活動推進条例の制定について

泉南市地域支え合い活動推進条例を別紙のように定める。

平成27年12月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

地域における支え合い活動に関し、その基本理念並びに市、市民、区・自治会等、関係機関及び事業者の役割を明らかにするとともに、支援を必要とする者に係る情報の提供、提供された情報を取り扱う者の遵守すべき事項等を定め、もって支援を必要とする者が住み慣れた地域において、社会から孤立することなく継続して安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、本条例を提案するものである。

泉南市地域支え合い活動推進条例

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 情報の提供等（第9条—第16条）

第3章 雑則（第17条—第20条）

附則

第一章 総則

（目的）

第1条 この条例は、平常時、災害時を問わず、地域における支え合い活動が支援を必要とする者に対する支援にとって有効であることに鑑み、地域における支え合い活動に関し、その基本理念並びに市、市民、区・自治会等、関係機関及び事業者の役割を明らかにするとともに、支援を必要とする者に係る情報の提供、提供された情報を取り扱う者の遵守すべき事項等を定め、もって支援を必要とする者が住み慣れた地域において、社会から孤立することなく継続して安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、「支え合い活動」とは、支援を必要とする者に対する次に掲げる活動をいう。

- (1) 日常的に生活の状況を見守る活動
- (2) 前号の活動に付随して行われる日常生活を支援するための活動

- (3) 市等が実施する保健医療サービス、福祉サービスその他の支援を必要とする者が必要とするサービスを円滑かつ適切に利用することができるようにするための活動
 - (4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他支援を必要とする者の生命、身体又は財産に危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、当該支援を必要とする者の生命、身体又は財産を円滑かつ迅速に保護することができるようにするための活動
- 2 この条例において、「支援を必要とする者」とは、次に掲げる者をいう。
- (1) 75歳以上の者のみで構成される世帯に属する者
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳（障害の程度が1級又は2級であるものに限る。）の交付を受けている者
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳（障害等級が1級であるものに限る。）の交付を受けている者
 - (4) 大阪府の定めるところにより療育手帳（障害の程度がAであるものに限る。）の交付を受けている者
 - (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護状態の区分が要介護3以上の認定を受けている者
 - (6) その他市長が支援を必要と認めた者
- 3 この条例において、「区・自治会等」とは、区・自治会及び区・自治会以外で構成員のために支え合い活動を行う団体であって、当該支え合い活動が区・自治会が行う支え合い活動に準ずると市長が認める団体をいう。
- 4 この条例において、「関係機関」とは、市内において支え合い活動を行う公共的団体等（区・自治会等を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 地域における支え合い活動は、支援を必要とする者が住み慣れた地域において社会から孤立することなく継続して安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ることを目標とし、地域における支え合い活動が市、市民、区・自治会

等、関係機関及び事業者がそれぞれの役割を堅実に実施していくことによりその実現が図られるものでなければならない。

2 地域における支え合い活動は、支援を必要とする者の意思を尊重するとともに、その尊厳に十分配慮して行わなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、市民、区・自治会等、関係機関及び事業者における支え合い活動の連携が図られ、かつ、効果的に実施されるようにするため、地域における支え合い活動に関する施策を実施するものとする。

2 市は、支援を必要とする者を把握するとともに、地域における支え合い活動が円滑かつ効果的に行われるようにするため、支援を必要とする者の状況に関し必要な調査を実施し、支援を必要とする者に係る情報を収集するとともに、当該情報の効果的な利用を図るものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、第3条の基本理念を理解し、自ら支え合い活動を主体的に行うよう努めるとともに、地域における支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

(区・自治会等の役割)

第6条 区・自治会等は地域における支え合い活動の中心的主体であることを認識し、第3条の基本理念にのっとり、支え合い活動を行うよう努めるとともに、他のものの行う支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、第3条の基本理念にのっとり、支え合い活動と自らの事業及び活動を連携させることにより、支え合い活動を行うように努めるとともに、他のものの行う支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、第3条の基本理念にのっとり、その業務を通じて、支え合い活動を行うよう努めるとともに、他のものの行う支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

第2章 情報の提供等

(団体等に対する情報の提供)

第9条 市長は、地域における支え合い活動を推進するために必要があると認めるときは、その必要の範囲内において、次に掲げる団体、者又は機関（以下、「団体等」という。）に対し、次条から第16条までに定めるところにより、支援を必要とする者（介護保険施設、障害者支援施設、介護保険法第8条第11項の特定施設等に入所し、又は入居し、当該施設等が生活の根拠となっている者を除く。以下この項において同じ）に係る情報を提供することができる。

(1) 区・自治会等

(2) 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第3項の地域包括支援センター

(4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項の市町村社会福祉協議会

(5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の市町村老人福祉計画及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の市町村障害者計画に位置付けているコミュニティーソーシャルワーカー

(6) 警察法（昭和29年法律第162号）第53条第1項の警察署

(7) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条の消防本部、消防署及び消防団

(8) 前各号に定めるもののほか、第2条第2項第6号に掲げる支援を必要とする者に対して支え合い活動を行うもの

2 前項の規定により提供することができる情報は、支援を必要とする者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先及び支援を必要とする事由並びに支え合い活動を行うに当たり市長が特に必要と認める事項（以下「情報」という。）とする。

3 第1項の規定による情報の提供は、規則で定めるところにより調整する名簿（以下単に「名簿」という。）を書面で提供することにより行うものとする。

(75歳以上の者のみで構成される世帯に属する者に係る情報の提供)

第10条 市長は、前条第1項の規定により団体等に対し支援を必要とする者（第2条第2項第1号に掲げる者に限る。）に係る情報を提供しようとするときは、規則で定めるところにより行う支援を必要とする者に対する各情報の提供の可否に対する意思の確認（以下「情報提供に係る意思の確認」という。）において、当該支援を必要とする者の同意を得た後でなければ、これを行ってはならない。

2 前項の情報提供に係る意思の確認において、同意又は不同意の意思を明確にしなかった者については、第9条第1項第2号に規定する民生委員、同項第3号に規定する地域包括支援センター又は同項第5号に規定するコミュニティーソーシャルワーカーにより、情報提供に係る意思の確認の調査を行うことができる。

（身体障害者手帳の交付を受けている者等に係る情報の提供）

第11条 市長は、第9条第1項の規定により団体等に対し支援を必要とする者（第2条第2項第2号から第5号までに掲げる者に限る。）に係る情報を提供しようとするときは、情報提供に係る意思の確認において、当該支援を必要とする者（その者が未成年者であるときは、その保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。次条において同じ。））の同意を得た後でなければ、これを行ってはならない。

（市長が認めた者に係る情報の提供）

第12条 市長は、第9条第1項の規定により団体等に対し支援を必要とする者（第2条第2項第6号に掲げる者に限る。）に係る情報を提供しようとするときは、当該支援を必要とする者（その者が、同項第2号から第4号までに掲げる者に準ずる者である場合において当該者が未成年者であるときはその保護者）からの申し出があった場合でなければ、これを行ってはならない。

（2以上の号に該当する者に係る情報の提供）

第13条 第2条第2項第1号の規定に該当する者が同時に同項第2号から第6号までのいずれかの規定に該当する者であるときは、当該者は同項第1号の規定のみに該当する者として、第10条の規定を適用する。

（協定の締結等）

第14条 市長は、第9条第1項の規定により団体等に対し情報を提供しようとするときは、あらかじめ当該情報の提供を受ける団体等と当該情報の取り扱いに関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 提供する名簿の部数
- (2) 提供する情報の対象者が居住する区域
- (3) 情報の提供及び閲覧の制限に関する事項
- (4) 情報の管理の方法に関する事項
- (5) 名簿の紛失、滅失及び毀損並びに当該名簿に登載された事項の漏えいがあった場合における措置
- (6) 協定に違反した場合の措置
- (7) 前各号のほか情報の管理に関し必要な事項

3 市長は、協定の内容が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、協定を締結した相手方から提供した情報の管理に関し、報告を徴し、又は提供した情報の管理の状況を検査することができる。

(名簿管理者の届出)

第15条 前条第1項の協定を締結する団体等は、提供を受けた情報を管理する者（以下「名簿管理者」という。）を選任し、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、前条第1項の協定の締結後直ちに行うものとする。

3 前条第1項の規定により協定を締結した団体等において、名簿管理者に変更があったときは、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。

(緊急時における協力の依頼等)

第16条 市長は、第9条から前条までの規定にかかわらず、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他支援を必要とする者の生命、身体又は財産に急迫した危険があると判断したときは、市長が適当と認める者に対し、当該支援を

必要とする者に係る情報を提供し、当該危険の回避その他の支え合い活動を依頼することができる。

第3章 雑則

(情報の安全管理)

第17条 第9条第1項の規定により名簿の提供を受けた団体等は、当該提供を受けた名簿の紛失、滅失及び毀損並びに当該名簿に登載された事項の漏えいの防止その他提供を受けた名簿の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、前条の規定により情報の提供を受けた団体等及び者について準用する。

3 名簿管理者は、善良な管理者の注意をもって名簿を管理しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第18条 前章の規定により情報の提供を受けた団体の代表者及び役員、機関の長並びに個人は、支え合い活動の用に供する目的以外の目的のために当該情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(支え合い活動の従事者の義務)

第19条 支え合い活動に従事する者は、当該支え合い活動により知り得た個人の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。支え合い活動を行わなくなった後も、また同様とする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 11 号

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）等の公布、施行を受け、国民健康保険税の減免の申請期限について、納税者の利便性の向上を図るよう所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

泉南市国民健康保険税条例（昭和41年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。
第24条第2項中「前7日」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 2 号

平成 2 7 年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第 4 号）

平成 2 7 年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 2, 5 2 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3, 2 1 6, 4 2 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

平成 2 7 年 1 2 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(12)分担金及び負担金		292,850	25,961	318,811
	2)負担金	291,050	25,961	317,011
(14)国庫支出金		4,410,147	17,399	4,427,546
	1)国庫負担金	3,652,347	17,183	3,669,530
	2)国庫補助金	743,050	216	743,266
(15)府支出金		1,887,763	9,591	1,897,354
	1)府負担金	1,194,447	8,591	1,203,038
	2)府補助金	541,004	1,000	542,004
(17)寄附金		3,220	5,210	8,430
	1)寄附金	3,220	5,210	8,430
(18)繰入金		1,495,595	△15,637	1,479,958
	1)基金繰入金	1,490,835	△15,637	1,475,198
歳 入 合 計		23,173,901	42,524	23,216,425

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(2) 総務費		2,044,104	1,278	2,045,382
	1)総務管理費	1,530,223	846	1,531,069
	4)選挙費	70,110	432	70,542
(3) 民生費		10,461,067	36,036	10,497,103
	1)社会福祉費	2,955,061	670	2,955,731
	2)児童福祉費	3,738,244	35,366	3,773,610
(9) 教育費		1,987,607	100	1,987,707
	5)社会教育費	399,595	100	399,695
(11)諸支出金		748,656	5,110	753,766
	8)ふるさと泉南水なす基金費	3,235	5,110	8,345
歳 出 合 計		23,173,901	42,524	23,216,425

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
固定資産台帳整備に関する業務委託事業 (平成27年度)	平成27年度～ 平成28年度	10,000千円

平成27年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第4号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 2 分担金及び負担金		292,850	25,961	318,811			
(2) 負 担 金		291,050	25,961	317,011			
	1) 民生費負担金	231,860	25,961	257,821	1. 児童福祉費負担金	25,961	障害児通所施設負担金
1 4 国庫支出金		4,410,147	17,399	4,427,546			
(1) 国庫負担金		3,652,347	17,183	3,669,530			
	1) 民生費負担金	3,651,657	17,183	3,668,840	9. 障害児施設給付費 等負担金	17,183	
(2) 国庫補助金		743,050	216	743,266			
	1) 総務費補助金	111,365	216	111,581	6. 選挙人名簿システ ム改修補助金	216	
1 5 府支出金		1,887,763	9,591	1,897,354			
(1) 府負担金		1,194,447	8,591	1,203,038			
	1) 民生費負担金	1,194,102	8,591	1,202,693	10. 障害児施設給付費 等負担金	8,591	
(2) 府補助金		541,004	1,000	542,004			
	2) 民生費補助金	293,620	1,000	294,620	9. 地域福祉・子育て 支援交付金	1,000	子育て支援分野特別枠
1 7 寄 附 金		3,220	5,210	8,430			

款 17 寄 附 金

款 17 寄 附 金 項 1 寄 附 金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
(1) 寄 附 金		3,220	5,210	8,430			
	1) 総務費寄附金	3,220	5,110	8,330	1. ふるさと泉南応援 寄附金	5,110	
	2) 教育費寄附金		100	100	1. 図書購入費寄附金	100	
18 繰 入 金		1,495,595	△15,637	1,479,958			
(1) 基金繰入金		1,490,835	△15,637	1,475,198			
	2) 公債費管理基金繰 入金	730,000	△16,483	713,517	1. 公債費管理基金繰 入金	△16,483	
	5) ふるさと泉南水な す基金繰入金	1,983	846	2,829	1. ふるさと泉南水な す基金繰入金	846	
歳 入 合 計		23,173,901	42,524	23,216,425			

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
2 総 務 費	2,044,104	1,278	2,045,382	1,062	216		
				国庫支出金 216			
				繰入金 846			
(1) 総務管理費	1,530,223	846	1,531,069	846			
				繰入金 846			
9) 企 画 費	135,073	846	135,919	846			
				繰入金 846			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	846		17,641
[4] ふるさと寄附推 進事業	904	846	1,750	846		政策推進課	
				繰入金 846			
				[ふるさと泉南水な す基金繰入金 846]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	846	物産品配送業務委託料	790
(4) 選 挙 費	70,110	432	70,542	216	216		
				国庫支出金 216			
1) 選挙管理委員会 費	28,864	432	29,296	216	216		

款 2 総 務 費 項 4 選 挙 費 目 1 選挙管理委員会費

款 2 総務費 項 4 選挙費 目 1 選挙管理委員会費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				国庫支出金 216			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	432		
[2]選挙管理委員会 運営事業	1,927	432	2,359	216	216	選挙管理委員会事務局	
				国庫支出金 216			
				[選挙人名簿システム 改修補助金 216]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	432	電算改修委託料	
3 民 生 費	10,461,067	36,036	10,497,103	52,735	△16,699		
				分担金及び負担金 25,961			
				国庫支出金 17,183			
				府支出金 9,591			
(1)社会福祉費	2,955,061	670	2,955,731		670		
8)障害福祉費	1,352,009	670	1,352,679		670		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	670		56,501
[2]一般事務事業	6,308	670	6,978		670	障害福祉課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	670	障害者システム改修委託料	3,975
(2)児童福祉費	3,738,244	35,366	3,773,610	52,735	△17,369		

				分担金及び負担金 25,961			
				国庫支出金 17,183			
				府支出金 9,591			
5) 保育子育て支援費	98,885	1,000	99,885	1,000			
				府支出金 1,000			
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	1,000		354
[2] 保育子育て支援事業	13,897	1,000	14,897	1,000		保育子育て支援課	
				府支出金 1,000			
				[地域福祉・子育て支援交付金 子育て支援分野特別枠 1,000]			
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	1,000	器具購入費	354
8) 子ども総合支援センター費	268,267	0	268,267	25,961	△25,961		
				分担金及び負担金 25,961			
[1] 人件費事業	152,756	0	152,756	25,961	△25,961		
				分担金及び負担金 25,961			
				[障害児通所施設負担金 25,961]			

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 8 子 ども 総 合 支 援 セ ン タ ー 費

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 10 障 害 児 通 所 給 付 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
10) 障害児通所給付費	200,119	34,366	234,485		25,774	8,592	
				国庫支出金	17,183		
				府支出金	8,591		
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	34,366		199,548
[1] 障害児通所給付事業	200,119	34,366	234,485		25,774	8,592	保育子育て支援課
				国庫支出金	17,183		
				[障害児施設給付費等負担金	17,183]		
				府支出金	8,591		
				[障害児施設給付費等負担金	8,591]		
				節 区 分	金 額		
20. 扶 助 費	34,366	放課後等デイサービス給付費 17,444 児童発達支援給付費 16,792 保育所等訪問支援給付費 130	199,548				
9 教 育 費	1,987,607	100	1,987,707		100		
				寄附金	100		
(5) 社会教育費	399,595	100	399,695		100		
				寄附金	100		

10) 図書館及びホール費	96,689	100	96,789	100				
				寄附金	100			
				節 区 分	金 額			
				18. 備品購入費	100			7,134
[2] 図書館運営事業	26,908	100	27,008	100		文化振興課		
				寄附金	100			
				[図書館購入費寄附金 100]				
				節 区 分	金 額			
				18. 備品購入費	100	図書館購入費	7,134	
1 1 諸支出金	748,656	5,110	753,766	5,110				
				寄附金	5,110			
(8) ふるさと泉南水 なす基金費	3,235	5,110	8,345	5,110				
				寄附金	5,110			
1) ふるさと泉南水 なす基金費	3,235	5,110	8,345	5,110				
				寄附金	5,110			
				節 区 分	金 額			
				25. 積 立 金	5,110			3,235
[1] ふるさと泉南水 なす基金事業	3,235	5,110	8,345	5,110		政策推進課		
				寄附金	5,110			

款 11 諸支出金 項 8 ふるさと泉南水なす基金費 目 1 ふるさと泉南水なす基金費

款 11 諸支出金 項 8 ふるさと泉南水なす基金費 目 1 ふるさと泉南水なす基金費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				[ふるさと泉南応援 寄附金 5,110]			
				節 区 分	金 額		
				25.積立金	5,110		3,235
歳 出 合 計	23,173,901	42,524	23,216,425	59,007	△16,483		
				分担金及び負担金 25,961			
				国庫支出金 17,399			
				府支出金 9,591			
				寄附金 5,210			
				繰入金 846			

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 市 税	8,767,332		8,767,332	37.8
(2) 地方譲与税	142,500		142,500	0.6
(3) 利子割交付金	22,400		22,400	0.1
(4) 配当割交付金	38,300		38,300	0.2
(5) 株式等譲渡所得割交付金	19,400		19,400	0.1
(6) 地方消費税交付金	1,134,700		1,134,700	4.9
(7) ゴルフ場利用税交付金	45,700		45,700	0.2
(8) 自動車取得税交付金	32,100		32,100	0.1
(9) 地方特例交付金	34,208		34,208	0.1
(10) 地方交付税	2,412,394		2,412,394	10.4
(11) 交通安全対策特別交付金	9,501		9,501	—
(12) 分担金及び負担金	292,850	25,961	318,811	1.4
(13) 使用料及び手数料	352,394		352,394	1.5
(14) 国庫支出金	4,410,147	17,399	4,427,546	19.1
(15) 府支出金	1,887,763	9,591	1,897,354	8.2
(16) 財産収入	16,552		16,552	0.1
(17) 寄 附 金	3,220	5,210	8,430	—
(18) 繰 入 金	1,495,595	△15,637	1,479,958	6.4
(19) 諸 収 入	217,110		217,110	0.9
(20) 市 債	1,747,957		1,747,957	7.5
(21) 繰 越 金	91,778		91,778	0.4

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
歳入合計	23,173,901	42,524	23,216,425	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
(1) 議会費	274,892		274,892	1.2
(2) 総務費	2,044,104	1,278	2,045,382	8.8
(3) 民生費	10,461,067	36,036	10,497,103	45.2
(4) 衛生費	1,634,539		1,634,539	7.0
(5) 農林水産業費	202,885		202,885	0.9
(6) 商工費	110,792		110,792	0.5
(7) 土木費	1,759,472		1,759,472	7.6
(8) 消防費	860,129		860,129	3.7
(9) 教育費	1,987,607	100	1,987,707	8.6
(10) 公債費	2,913,458		2,913,458	12.5
(11) 諸支出金	748,656	5,110	753,766	3.2
(12) 災害復旧費	156,300		156,300	0.7
(13) 予備費	20,000		20,000	0.1
歳出合計	23,173,901	42,524	23,216,425	100.0

